



**ILO Symposium on
Combating Trafficking in Human Beings,
Tokyo, 23 September 2003**

強制労働と人身売買：受入国の課題

ILO 人身売買シンポジウム、於東京、2003年9月23日

**強制労働廃止のための特別行動プログラム統括責任者
ロジャー・プラント**

スピーチ概要

本日のシンポジウムは、人身売買の受入国である日本にかかわる課題を中心に考えることを目的としている。それにあたって、特に、近年のヨーロッパでの経験および人身売買をなくすための法律や実践などの措置から学ぶことを目的にしている。

人身売買は、ヨーロッパでは、昨今とみに注目を浴びている問題である。現地では、世間の関心を集める会議がいくつも開催され、また、数力国では、人身売買を禁止する新たな法律を採択したり、刑法を改正して人身売買を違法なものと定めている。先週、私は人身売買をなくすための新たな欧州条約の起草を開始するために欧州協議会が主催した専門家グループの第一回会合に出席した。今年の7月には、全欧安保協力機構(OSCE)が人身売買をなくす新たな行動計画を採択している(決議57号、2003年7月24日付)。

また、人身売買には主に二つの側面があるとの認識が深まっている。ひとつは性的搾取を目的とした人身売買であるが、このタイプの人身売買には従来メディアの関心の多くが注がれてきたが、国によっては警察や入国管理当局からの関心がほとんどの場合もある。もうひとつは労働を搾取するための人身売買、あるいは強制労働だが、この問題への世間への関心はまだ緒についたばかりである。たとえばOSCEの行動計画では、保護されない、非正規で往々にして非合法的な労働者の問題への対応を行うよう呼びかけている。それには、安価な労働への需要と正規の移民の可能性のバランスをとることも視野にいれることも意図されている。

国連国際組織犯罪防止条約は、近く発効するが、同条約付属の人身取引議定書が発効するためにはさらに多くの批准が必要だ。であっても、本議定書における人身取引の定義(第3条)への関心が高まっており、多くの国では人身売買の二つの側面に照らして国内法を改正しようとしていることの現れである。ゆっくりと、しかし着実に、人身売買のより広い側面が立法者ならびに政策立案者によって認識されつつある。人身売買を禁止する国内法の第一世代は(ヨーロッパではベルギーやイタリアなど、それ以外では中国で施行されている)、女性と子供の性的搾取のみを対象にしていた。2000年に採択された米国の人身売買被害者保護法では、法の対象がはるかに広範になっている。ロシア議会で今年の初め

に読会開かれた人身売買禁止法案も、同じように広い範囲を対象にしている。人身売買の基本的な定義には、債務労働、農奴制、強制労働や奴隷を含む。農業や建設、家庭内での労役と仕出し業での労働搾取は、人身売買の被害者に犯罪の対象となる搾取が行われる経済活動として挙げられている。

国の中にはILO に対して政策指針の提供や、人身売買に含まれる強制労働の側面を理解するために、援助を要請したものもある。オランダは人身売買の需要側の状況を理解するための調査研究についてILO への支援を行った(たとえば強制労働に準じる労働条件が発見された産業や部門についての調査)。ドイツは強制労働の指針を要請し、それを刑法の中で新たに設ける人間の取引についての定義の中に取り入れる予定である。

こうした課題はILO が司る分野の範疇にあり、ILO として積極的に臨むものである。しかし、むろんのこと容易に取り組むことができる課題ではない。強制労働ということばでくることが出来る採用や雇用における威圧的な行為の形態は、微妙であることも多く、発見がむずかしいものである。時には、農家の建物や搾取工場に人を閉じ込めるなどの、文字通りの肉体的な拘束が加えられることもある。しかし、身分にかかわる書類の没収や、賃金の不払い、意図的に負債を負わせること、または非正規の移民労働者が厳しい労働条件を受け入れなければ当局に突き出すと脅すなど、隠然と束縛が行われる場合もある。さらに強制労働の被害者は、非正規な労働に携わっているために、ただちに救済されるよりも本国送還される見込みが大きければ、当局に虐待を訴えでることをためらうものだ。

今では、人身売買をなくすための効果的な国際行動は、送出国、経由国、受入国を巻き込んだ包括的で統合的なアプローチが必要であることが認識されている。そのような行動は、根本的な原因に対応し、取引による人の移動のリスクについての意識を高め、人の勧誘と移送のシステムをモニターし、目的国と周辺地域での諸条件を監視するといった介入を行うことが必要だ。また、現実的な労働市場情報の取得と分析に基づいて人身売買に対抗する戦略をたてなければならない。それには需要ならびに供給側の要因を理解しなければならないのである。ヨーロッパでは、移民に関してどのような制約や法律上の障害があるうとも、サービスへの活発な需要があり、経済的な報酬が得られるとの見込みがある限り、人は貧しい国から豊かな国への移動を求め続けるということが理解されなければならない。

この理由により、ILO は新たな、より視野の広い人身売買への取り組みを呼びかけてきた。それは、「安全」と入国管理を中心とした対策よりも、人権に根ざし、なおかつ労働の権利と労働制度を重視したアプローチである。特にヨーロッパにおいては、かなりの部分人身売買が労働市場の失敗の結果であるとして考えることが重要だ。それは、雇用政策と雇用サービスが適切に機能していないからである。また労働監督制度がまっとうに働かないからでもある。さらに事業者団体も、特にインフォーマル経済での使用者が労働者を酷使していないか取り締まることができないからだ。そして労働組合は弱い立場の女性や子供などに向けて働きかけることができないことが多いからでもある。もっとも大事なことは、政府が二階層の労働市場が作られることを許してはならないことである。そうした労働市場では、弱い立場の労働者が不法な立場にあり、労働者としての保護を受けられず、しかも強制労働を含む厳しい搾取を受けるリスクにさらされている。

2001年11月に、ILO理事会は「強制労働廃止のための特別行動プログラム」を作った。本プログラムはILOの強制労働と人身売買に関する活動をより鮮明にし、整合性を与えるという使命を受けて、昨年はじめに開始された。開始以来、需要側への対策と、受入国で人身売買の結果強制労働が発生することへの取り組みが求められる人身売買への統合的なアプローチへの注目を高めてきた。ILOではさまざまな経済部門にまたがる事例研究および人身売買の経済的・需要側面についてのより一般的な分析から手をつけ始めている。東・中央・西ヨーロッパ諸国を対象とした第一群の研究がほぼ終わろうとしている。これにより、労働の売買、強制労働の発生程度、関係している諸制度、人身売買への対策として成功をおさめた法慣行、欠如している事態、必要とされる活動について、今まで以上に多くのことが明らかになることを願っている。この調査研究により、ILOでは送出国と受入国にまたがる人身売買の輪のあらゆる側面にかかわる初の統合的な活動を計画した。
